

## 情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第10回）議事概要

日時：2019年3月15日（金）10時00分～12時00分

場所：総務省10階 共用10階会議室

構成員）宍戸座長、伊藤構成員、井上構成員、落合構成員、高口構成員、立谷構成員、  
土屋構成員代理、田中構成員、古谷構成員、美馬構成員、森構成員、森田構成員、  
山本構成員、湯淺構成員、吉澤構成員、若目田構成員

説明員）（株）JTB、（株）大日本印刷、中部電力（株）、（株）三井住友銀行、  
（株）KDDI 総合研究所

オブザーバー）内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会、  
文部科学省

事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

- 資料10-1 「金融データワーキンググループ報告」について総務省より説明。
- 資料10-2 「健康・医療データワーキンググループ報告」について総務省より説明。
- 資料10-3 「「JAPAN e-Portfolio」における「情報銀行」の活用について」について文部科学省より説明。
- 資料10-4 「生活者に信頼される情報銀行とは」について情報信託機能普及協議会 土屋氏より説明。
- 資料10-5 「論点整理（案）」について総務省より説明。

### 意見交換

<ワーキンググループ報告>

—金融データについて

- 消費者へのアドバイス提供とは、その適切性を担保するための何かしらの方法があるのか。信用スコアにおける消費者側の救済について、例えば一定期間を過ぎれば消す等の期間の問題や条件があれば知りたい。
- 金融情報の入出金履歴などは、使っていていいと思われるが、実は入出金履歴を見ると、犯罪被害に遭われた方が一目でわかってしまう場合もあり、普通に使えば大丈夫だと思われる情報も、見方を変えると、ネガティブな情報まで見えてしまう。信用スコアの基礎データとしてどのデータを用いていいのかという議論は、何の項目だから使えるのかという議論ではなく、何の用途に使うのかという議論をしてほしい。また、一定の情報というのは鮮度が変わっていくもので、鮮度の観点も考えてほしい。
- スコアリングの素材情報は、信用力と相関性があるものかもしれないが、そのような情報をスコアリングに使っていていいのか。人生の重要な局面で何かの指標が重視されると、指標を持っている人が社会的に強くなり、人間はその指標に行動を制御され、ある意味では、どんどん社会が収れん、同じ方向に進み、これはプライバシーを全く超えた問題があるのではないか。

●信用スコアについて、既にあるクレジットカード会社などが参照している信用情報があるが、そういった情報は現在個人が全く関与していないから使えるものであり、今後は個人のコントロール性を高めることも議論するのか。信用スコアの意味がなくなってしまうのではないか。

●スコアは、採用のときなどに出していなかったとしても手元があれば事実上同意の上で出させられることはあると思う。一方、本人に異議がある場合、原データが正確でない場合などで、本人の何がしかの関与を認めないというのは情報銀行の考え方からは外れる。情報銀行は本人のコントロールを認めるものであり、情報銀行の認定との関係では、本人からのアクセスを受けないことは難しいと考える。

#### ー健康・医療データについて

●指針 Ver1.0 においては認定の範囲を明示しており、認定の対象外のものを事業者が扱うことに関しては示していない。認定の対象外のものを扱っているときに、それが認定の対象外であることをどのようにして示すかは議論の余地がある。認定を取得しているあるいは取得する予定であるからといって、その情報を扱うことを禁止するものではない。認定の範囲外のものに認定が及んでいるかのような錯誤を個人が負わないように配慮していただきたい。

●個人情報と要配慮個人情報を両方とも消費者本人から預かっている場合、要配慮個人情報ではない個人情報を第三者提供するという点については、ある種の包括的な同意の文脈の中で情報銀行が行うことに認定の裏打ちがある。一方、要配慮個人情報を第三者提供することについては、できるだけ認定の効果が及んでいないので、個別に本人の同意をとることや利用目的としてしっかり個別に書いておくこと等が必要になる。一つの方法としては、認定を出す際の IT 連における審査レベルもあるが、認定を受けた情報銀行にデータ倫理審査会を設置する中で、この点をちゃんとチェックすることを促していくことが考えられる。

●個人によるデータの自己コントロールの流れについて、情報銀行は個人の意思決定をアシストするものとされているが、消費者への何らかの具体的な支援は議論されたのか。

●医療情報は既に個人に渡っていて誰にでも見せられる状態にすべきという意見がある一方、医療情報を個人に返すことがよくないという意見もあるがどちらが強いのか。

●医療情報だからこそ本人が利活用していくという立場と、個人情報の中でも医療情報というのは医療の文脈において特別な扱いを必要とするものであって、ほかの個人情報と同じような形での利活用はなじまないという立場のどちらもあった。

●データポータビリティに関しても、進めるべきである一方、信頼が失われて危険という意見もあり、医療情報のデータポータビリティについては政府全体で様々な検討が行われており、もう少し慎重に進めていくべきものと理解している。政府全体での検討と、本検討会が有機的に結びつく形でやっていければと思っている。

#### <教育分野の取組について>

- 民法上の大原則に則せば、未成年者は自ら決定し得ないはずだが、未成年者の本人同意でいいのか。
- 未成年者の本人同意の問題については、まだ検討に入っていないが、この e-Portfolio では、おそらく高校の中で先生に閲覧され指導されていると思う。
- 運営主体は原則として情報銀行の認定を受け、または受ける予定だが、現時点で公立大学法人が P マークを取得しているところはほとんどなく、自治体では費用がかかるから P マーク取得をやめる動きもある。公立大学法人が運営主体になるのは難しいように思う。
- 例えばキリスト教系の大学だと、要配慮個人情報であるキリスト教徒であることが入学の際の判定材料になっている場合もあるが、本人同意で処理してしまうしかないのか。
- 必ず全ての情報を情報銀行の対象にするという必要はないため、本人同意というやり方になるのではないのか。
- e-Portfolio に格納される情報として、前科・前歴といったネガティブな情報も入るのか。
- e-Portfolio は本人が記載するものであり、大学への情報提供も本人の意志で行われるもの。なお、エビデンスが必要なものは先生に確認してもらい承認を得ることになっているが、校外活動といった学校では見えない部分については全て承認をしてもらうようにはなっていない。
- e-Portfolio のスキームは色々な事業者が取り組んでいるが、この e-Portfolio についてはその運営主体を非営利団体だけに絞っている。
- 情報銀行は、使う、使わないは個人の選択だが、e-Portfolio は生徒個々が使わないことを判断できるのか、使わない人の不利益はないのか。
- 現状は、高校単位で参加するか参加しないかを決め、参加する高校の生徒が利用できるという形。本人の判断としては、高校がまず参加すると決めた上で、生徒が入力をするか、しないかということになる。
- e-Portfolio に入っている情報から、個人に合う大学をお勧めすることは想定されているのか。入っている情報を使って、どこかの大学だけをお勧めするようなことはないのか。
- 大学側で入学した生徒の入学前の活動や成績、入試結果を把握しつつ、その生徒が大学で学んだ後にどのように成長したのかを測り、大学の入口と中身と出口を分析し改善する PDCA を回すことを想定している。

#### <民間分野における取組について>

- 情報銀行の選定基準として挙げるべき論点は、セキュリティの観点や健全性であり、一方で、提供先の業種というのは、個人の志向で選んでいる世界でもあり、どこかの業種は提供できないとすると、情報を取り扱う業種の排除につながるリスクもある。

#### <論点整理について>

- 認定をとった後に事業が膨らんだり、広がったりすることがあると思うが、事業が2つに分かれるとき、事業Aと事業Bそれぞれで認定をとるものかどうかなど、その辺の考え方を明確にしたい。

- 情報銀行間の連携はこの先必要と思う。連携してもらうことで個人の利便性が高まるのであれば、連携してほしいというニーズは生まれると思う。
- 提供先として個人事業主とか商店を入れるビジネススキームもあると思うが、それらも含めたリスクを情報銀行が飲み込むのは難しいのではないか。本人がある程度リスクを飲み込むべきではないか。
- 生活者側に、何がデータ化されて、どういうところに同意して、提供するというのはどういうことなのかといった点を啓発していくこともセットで考えるべき。
- 認定指針が細くなるほど、指針が基準に近いようなレベル感になっていくため、もう少し大所高所の部分を議論したい。
- 情報銀行の認定指針によって、情報銀行ができないことを増やしていくと、認定をとるメリットがなくなってしまうため、各基準をつくる団体ごとで、厳しい基準や緩い基準を作成していくことが望ましい。
- 認定指針は、事業者ができることが狭まるという理解ではなく、情報銀行のビジネスそのものが生活者の信頼に基づいた事業であるべきものであることを示すもの。この前提の中でどう広めていくかという枠を作るのが認定指針と思う。
- 認定指針と民間の認定というのは、ある程度手を取り合って進むもの。認定指針が厳しいものになって、事業者側に制約がかかることは、消費者側に対して何がしかの保証を与えるためのものであり、ある意味、やむを得ないもの。
- 認定基準は、企業にとっても一つのガイドラインとして有効に働いている。ガイドラインにのっとった形で運用していくことによって、自社のお客様からのクレームのリスクに対して一部担保できるようなことがある。いわゆる価格というところに対しても、一定の考え方は整理していけたらと思う。
- 個人情報をもとにしたデータの加工・分析サービスでは、単純に委託先として行っている場合と、独立のサービス提供主体として行っている場合があり、評価をどのように変えていくべきか整理しなければならない。
- 情報銀行間の連携、情報銀行とデータ取引市場との連携について、消費者の信頼を得るためにしっかりした認定を得た事業者の間であれば、情報開示も十分にしているという前提で、情報連携をしてもいいと思う。
- 情報銀行の事業形態について、個人情報の第三者提供サービスや本人確認サービスなどが個人データを提供している事業であり、加えて他に行っている事業も含めて情報銀行事業サービスなのか。個人情報をもとにしたデータ加工・分析サービスのみを行っている事業者は情報銀行の認定は受けられないものなのか議論していきたい。

以上